

令和5年度運営指導・実地指導・指導監査等実施状況
(法人・施設・サービス別集計)

法人・施設・サービスの種別	実施数	文書指摘 法人・施設等数	文書指摘 の割合	文書指摘数	平均 指摘件数※
①社会福祉法人	22	15	68.2%	26	1.7
②特別養護老人ホーム	5	2	40.0%	8	4.0
③養護老人ホーム	3	0	0.0%	0	0.0
④軽費老人ホーム	2	2	100.0%	5	2.5
⑤障害者支援施設	0	0	0.0%	0	0.0
⑥救護施設	0	0	0.0%	0	0.0
⑦保育所・保育所型認定こども園	23	10	43.5%	15	1.5
⑧幼保連携型認定こども園	23	4	17.4%	4	1.0
⑨介護保険サービス事業所	122	39	32.0%	82	2.1
⑩障害福祉サービス事業所	48	26	54.2%	46	1.8
⑪施設型給付私立幼稚園・ 幼稚園型認定こども園	14	1	7.1%	1	1.0
⑫小規模保育事業所・ 事業所内保育事業所	7	0	0.0%	0	0.0
⑬認可外保育施設	30	0	0.0%	0	0.0
⑭特定子ども・子育て支援施設	0	0	0.0%	0	0.0
⑮有料老人ホーム	12	1	8.3%	2	2.0
計	311	100	32.2%	189	1.9

※平均指摘件数＝文書指摘数／文書指摘法人・施設等数

令和5年度 主な文書指摘事項の内容

【運営管理】

法人・施設・サービスの種別	文書指摘事項
社会福祉法人	評議員会の開催手続きが不適切
	定款の変更手続きが不適切
	役員・評議員の選任が不適切
特別養護老人ホーム	年次有給休暇を年に5日以上取得させていない
	時間外労働の管理が不適切
保育所・保育所型認定こども園	業務管理体制の整備に関する変更届の未提出
介護保険サービス事業所	基準上必要な職員の未配置
	勤務状況の記録、兼務状況を明確にしていない
	各種研修の未実施、委員会等の記録の未整備
	介護サービス情報公表システムへの事業所情報の未登録 (※口頭指摘での改善が見られなかったため)
障害福祉サービス事業所	基準上必要な職員の未配置
	勤務状況の記録、兼務状況を明確にしていない
	障害福祉サービス情報公表システムへの事業所情報の未登録 (※口頭指摘での改善が見られなかったため)
施設型給付私立幼稚園・幼稚園型認定こども園	雇用時における労働条件の明示が不適切
有料老人ホーム	雇用時における労働条件の明示が不適切
	一部職員の長時間労働

※以下の施設等については、運営管理に関する文書指摘事項はありませんでした。
 幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所・事業所内保育事業所、認可外保育施設、特定子ども・子育て支援施設、
 養護老人ホーム、軽費老人ホーム

※以下の施設等については、令和5年度は指導監査等の実施はありませんでした。
 障害者支援施設、救護施設

令和5年度 主な文書指摘事項の内容

【経理】

法人・施設・サービスの種別	文書指摘事項
社会福祉法人	月次試算表を理事長に報告していない
	会計責任者と出納職員を文書で任命していない
	経理規程の事業区分の誤り
軽費老人ホーム	小口現金の取扱いが不適切
保育所・保育所型認定こども園	小口現金の取扱いが不適切
	計上する区分(拠点・サービス)の誤り
	国庫補助金等特別積立金に係る処理が不適切
	契約に際して、価格の比較を行っていない (特別製品の購入や緊急性のある場合を除く)
介護保険サービス事業所(報酬算定)	人員の未配置、記録の不備等による加算の算定要件の未充足
障害福祉サービス事業所(報酬算定)	人員の未配置、記録の不備等による加算の算定要件の未充足

※以下の施設等については、経理に関する文書指摘事項はありませんでした。
特別養護老人ホーム、養護老人ホーム

※以下の施設等については、令和5年度は指導監査等の実施はありませんでした。
障害者支援施設、救護施設

令和5年度 主な文書指摘事項の内容

【処遇】

法人・施設・サービスの種別	文書指摘事項
保育所・保育所型認定こども園	衛生管理に係る研修の未実施
幼保連携型認定こども園	認可定員を超過し、変更が必要
介護保険サービス事業所	居宅介護支援事業所が作成する居宅サービス計画に、同一の法人・特定の事業所への偏りが見られる (※口頭指摘での改善が見られなかったため)
	サービス担当者会議の未実施、記録なし
	アセスメントやモニタリングの未実施、記録なし (※口頭指摘での改善が見られなかったため)
障害福祉サービス事業所	個別支援計画について、文書による同意未確認
	アセスメントの未実施、記録なし (※口頭指摘での改善が見られなかったため)

※以下の施設等については、処遇に関する文書指摘事項はありませんでした。
 特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、小規模保育事業所・事業所内保育事業所、
 認可外保育施設、特定子ども・子育て支援施設、有料老人ホーム

※以下の施設等については、令和5年度は指導監査等の実施はありませんでした。
 障害者支援施設、救護施設